

★保育料について

現在、国から示された保育料のイメージを基に、現行の保育料から大きく変更することがないよう、八丈町で検討しているところです。また現在の保育料は、保護者等の所得税により算出していますが、平成27年度からの1号～3号認定の保育料は、保護者等の住民税により算出することとなります。

「2号認定」（満3歳以上保育）のイメージ（※）

階層区分		利用者負担	
		保育標準時間利用	保育短時間利用
①	生活保護世帯	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	16,500円	16,300円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯	27,000円	26,600円
⑤	市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯	41,500円	40,900円
⑥	市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯	58,000円	57,100円
⑦	市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯	77,000円	75,800円
⑧	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	101,000円	99,400円

※1号認定は、認可保育所において特別利用保育（8時間保育）を実施するため、上記の「保育短時間利用」を適用する予定です。

「3号認定」（満3歳未満保育）のイメージ

階層区分		利用者負担	
		保育標準時間利用	保育短時間利用
①	生活保護世帯	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	19,500円	19,300円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯	30,000円	29,600円
⑤	市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯	44,500円	43,900円
⑥	市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯	61,000円	60,100円
⑦	市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯	80,000円	78,800円
⑧	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	104,000円	102,400円

(1) 保育料等の金額

毎月の保育料等は、各世帯の前年の所得税額等により八丈町が決定していましたが、子ども・子育て支援新制度の開始により各世帯の前年度、当該年度の住民税額により決定します。

修正申告等を提出された場合は、必ずご連絡ください。

なお、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、算出根拠となる課税資料がないため、児童の年齢の最高額の保育料を納めていただく場合がありますのでご注意ください。(収入がない方であっても、原則住民税の申告は必要です。)

また新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月～8月分保育料…前年度の市町村民税額に基づく保育料

9月～3月分保育料…当年度の市町村民税額に基づく保育料

(2) 支払方法

保育料は原則、口座振替でお支払いいただきます。各自金融機関にて手続きを行ってください。ただし、入園後しばらくは口座の登録が間に合わない場合もありますので、納付書でのお支払いになる場合があります。

(3) きょうだい児減免制度

同一世帯のきょうだい児が同時期に入園している場合に保育料を軽減する制度がありますので、詳細はお問合せください。

(4) その他

①月途中で、入園または退園された場合でも保育料は月単位となります。

②世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払が困難となるなど、一定の条件を満たす場合には、費用負担の軽減を図る制度があります。(育児休業や自己退職、転職などは軽減の対象にはなりません。)

③指定の納期限までに保育料の納付のない場合、督促状や催告書の送付のほか、地方税の滞納処分(給与・預貯金・不動産の差押え等)を実施することがあります。また児童手当を保育料に充当することができますので、ご相談ください。